平成２２年（フ）第２５８号
山口県防府市大字新田1692番地の12
債務者　中川　　稔
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
愛媛県松山市北斎院町79番地９
債務者　﨑山　　衣
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４５号
愛媛県松山市東野３丁目301番地
債務者　奥山　剛弥
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
愛媛県松山市土居田町828番地１　アクティーフ・ヴィラ202号
債務者　竹中　　肇
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５６号
愛媛県松山市東石井５丁目13番11号　富士見ビル403号
債務者　窪田　隆之
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５８号
愛媛県松山市姫原３丁目７番46号　ライオンズガーデン姫原802号
債務者　葛目美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
愛媛県松山市古三津３丁目26番13号
債務者　栗林　勇二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
福岡県飯塚市大分379番地８
債務者　永松　貴乃
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１９１号
福岡県嘉麻市上山田812番地75
債務者　和田　隆一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２号
福岡県飯塚市口原1278番地５
債務者　沖野光一郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４５０号
福岡県久留米市野中町135番地17　サンハイツミユキ402号
債務者　江頭　裕一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４７０号
福岡県久留米市上津町2192番地501
債務者　小林　逸朗
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４７９号
福岡県久留米市合川町８番地20
債務者　吉田　満子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８１号
福岡県久留米市上津町2228番地616　グリーンコーポ108号
債務者　池添　建一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８２号
福岡県久留米市櫛原町76―１　ｖｉｖａ櫛原508号、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字内住3658番地１
債務者　藤野　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８６号
福岡県久留米市合川町331番地１　ファミール合川302号
債務者　吉山　博子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４９７号
福岡県久留米市合川町1143番地　コマンセ21Ｂ―202号
債務者　浦　　玲奈
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部